

奈良市議会 Wi-Fi 環境等整備に係る貸借

入札仕様書

令和8年(2026年)4月8日

奈良市議会事務局

議会総務課

目 次

1.	システム構成	- 1 -
2.	利用場所	- 1 -
3.	クライアント環境	- 1 -
4.	設計方針	- 1 -
4.1.	機器/ソフトウェア/インターネット回線/プロバイダ仕様	- 1 -
4.2.	設計・設定作業	- 2 -
5.	作業要件	- 3 -
6.	運用保守	- 3 -
6.1.	保守対象と保守内容	- 3 -
7.	納入成果物	- 4 -
7.1.	完成図書等	- 4 -
7.2.	納入形式	- 4 -
7.3.	納入成果物の更新	- 4 -
8.	支払条件	- 4 -
9.	その他	- 4 -

1. システム構成

システム構成概要を「(資料1) システム概要図」に示す。

2. 利用場所

機器設置位置については施設の用途上、公開しない。入札参加にあたり、機器設置位置の確認や平面図が必要な場合は「(様式第10号) 誓約書」に必要事項を記入の上、現地確認や資料受領時に議会事務局に提出すること。

3. クライアント環境

(1) クラウド版グループウェア

(a) ソフトウェア名 : Garoon 年額 アカデミックガバメントライセンス

(型番 : gr01yacrpi)

(b) 利用ユーザ数 : 58ID

(c) 利用機種

・ Windows : Microsoft Edge最新版(Chromium版のみ)、Mozilla Firefox最新版
Google Chrome最新版

・ macOS : Safari最新版、Mozilla Firefox最新版、Google Chrome最新版

・ iOS、iPadOS/Safari : 最新2バージョン

※「最新2バージョン」とは、例えばiOSやiPadOSの最新バージョンが26である場合に、動作環境は18と26になります。

・ Android : 最新4バージョンのAndroid Chrome最新版

(2) Wi-Fi環境

(a) 対応規格

・ 2.4G : IEEE 802.11b/g/n/ax (最大伝送速度574Mbps)

・ 5G : IEEE 802.11a/n/ac/ax (最大伝送速度1,201Mbps)

(b) SSID

・ 現状9つのSSIDを利用しているため、SSIDを9つ設定すること。

・ 既存SSIDの設定、命名規則等は変更しないこと。

・ 設定内容において変更点が出る場合は、本市担当者と協議し検討すること。

・ 将来的なSSIDの増加に備え、SSIDの上限設定数は10以上とすること。

4. 設計方針

4.1. 機器/ソフトウェア/インターネット回線/プロバイダ仕様

(1) 本調達で必要とする機器/ソフトウェア/インターネット回線/プロバイダを「(資料2) 機器要件一覧表」に示す。

- (2) 「(資料2) 機器要件一覧表」には参考型番を記載しているが、当該機器と同等以上の性能を有する機器であれば認める。(適合規格申請が必要)
- (3) クラウド版グループウェアは製品指定とし、他の製品は認めない。
- (4) 各機器については、全て同一機種の新品とすること。
- (5) 賃貸借期間中の運用に必要な全てのソフトウェアライセンス費用(60カ月分)及び、インターネット回線やプロバイダに関する初期費用及び賃貸借期間中のランニング費用(60カ月分)を応札額に含めること。
- (6) インターネット回線及びプロバイダの申し込みは、本市が通信回線提供事業者に行う。
- (7) 機器に組み込まれているソフトウェアは、導入時最新のバージョンであること。
- (8) 調達機器の設置・接続に伴って必然的に必要となる部品(ケーブル類、コネクタ、棚板等)については、本仕様の記載有無に関わらず、提供すること。

4.2. 設計・設定作業

- (1) クラウド版グループウェア
 - (a) 既存の設定内容を継続利用できるように設定すること。
 - (b) 本市で実施する設定において疑義が生じた際のQ&A対応等、設定サポートを行うこと。
- (2) Wi-Fi機能
 - (a) 「2. 利用場所」及び「3. クライアント環境」に記載された環境で利用できるWi-Fiによるインターネット接続機能を整備すること。
 - (b) 特定の関係者のみが利用できる制限付きWi-Fi環境であること。
 - (c) 複数のアクセスポイント識別名(SSID)が利用できる環境を整備すること。SSIDは(仮称)SSID-1～(仮称)SSID-9等の識別名とし、(仮称)SSID-1に接続されたWi-Fiクライアント端末は、同じ無線AP及び異なる無線APに接続された他のWi-Fiクライアント端末とのアクセスを禁止する設定を実施する。(仮称)SSID-2～(仮称)SSID-9については、同一SSIDに接続されているWi-Fiクライアント端末に限り、アクセスを許可する設定を実施する。
 - (d) 電波強度の調整、なりすまし、盗聴、改ざんなどの不正アクセス対策に必要なセキュリティ設定を実施すること。
 - (e) 本市既設の職員用インターネット系無線環境への電波干渉等影響がないように設計、設定すること。
 - (f) その他、必要となる設定については、本市担当者と協議のうえ、実施すること。

5. 作業要件

- (1) 作業場所の使用時間は原則平日8時30分から17時15分までとし、その他時間帯の使用が必要となる場合は事前に本市担当者に申請し承諾を得ること。
- (2) 機器識別のため本市が指示するシールを各機器本体に添付すること。
- (3) 機器納入時の荷造り、運送、据付及び現地調整に要する費用は、受注者負担とする。また、空箱等の廃材の処理についても、受注者の責任において実施すること。
- (4) 調達機器を設置する前に必ず動作試験を行い、初期不良がないことを確認すること。起動後1日以上経過した後に動作が問題ないこと、電源の再起動を数回実施した後に問題がないこと、などの初期不良を早期発見できる試験を実施すること。
- (5) 導入する機器等の保管場所は受注者にて手配し、適切に管理すること。
- (6) いずれの場合も落下防止策を実施すること。
- (7) 機器の設置にあたり電源工が必要な場合の費用は受注者側にて負担すること。
- (8) 必要に応じて電源アダプタも別途用意すること。
- (9) 作業の実施に際しては、来庁者、議員、職員及び作業者等の安全に十分配慮すると共に、他の業務に支障を生じさせないように十分注意すること。
- (10) 作業の実施に際しては、作業者（入館者）リスト、乗り入れ車両リスト等を事前に本市担当者へ提出し、承認を得ること。
- (11) 作業者は、施設への入館に際し名札及び腕章を着用すること。
- (12) 無線APの電源供給については、PoE給電方式とすること。
- (13) ルータ及びPoEスイッチは、機器収納盤等に収納すること。
- (14) 本市担当者と協議の上、天井又は壁に無線APを取り付けること。事前に、取付位置の現場調査を行うこと。
- (15) 配線作業が必要な場合は、必要な部材を受注者が用意し、その費用も受注者が負担すること。また、配線が困難であり、配管が必要な場合についても受注者が準備し、その費用も受注者が負担すること。
- (16) 配線作業が必要な場合は、協議の上で屋内の景観を崩さないよう配慮し、配線すること。また、LANケーブルはcat6以上を使用すること。
- (17) 現場調査時に、周辺の電波状況を確認し、電波干渉を及ぼす電波発生源の有無を確認すること。発見の際は、発生源の位置、機器について本市に報告すること。なお、調査に必要となるソフトウェア、機器は受注者が用意すること。
- (18) 本調達機器が正常かつ安定的に通信ができることを確認すること。
- (19) 撤去した機器を取りまとめ、本市に返却すること。

6. 運用保守

6.1. 保守対象と保守内容

「(資料3) 奈良市議会Wi-Fi環境等整備に係る賃貸借契約書」の「(別紙Ⅲ) 保守仕様書」

を参照のこと。

7. 納入成果物

7.1. 完成図書等

「(資料4) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書」(4-2完成図書)を参照のこと。

その他、以下の成果物についても提出すること。

- (1) ネットワーク構成図(本業務範囲及び関係範囲を含む)
- (2) 機器設定内容(パラメータシート等)
- (3) 機器設置図面
- (4) 納品機器一覧
- (5) 納品物付属品
- (6) 作業写真
- (7) 試験結果報告書

※・業務遂行のために作成した資料、本調達で導入する機器及びソフトウェアに関するマニュアルや技術資料等がある場合には合わせて提出すること。

・納品機器一覧には機器名称、型番、メーカー名、保証書番号、シリアル番号等を含むこと。
文書の書式及び内容について本市の承認を得ること。

7.2. 納入形式

「(資料4) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書」(4-3納入形式)を参照のこと。

ただし、作業施工後の平面図のデータはPDF形式とする。

7.3. 納入成果物の更新

設定変更等により納入成果物に変更の必要が生じた場合、成果物を差し替えること。

8. 支払条件

受注者は本業務にかかる費用(賃貸借料・保守料・通信料)について、毎月10日までに前月分の賃貸借料を発注者へ請求書により請求するものとし、発注者は適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に対して費用を支払うものとする。

9. その他

- (1) 打合せに関する基本的な考え方については「(資料4) 奈良市情報システム構築に係るプロジェクト管理仕様書」(3-3定期的な報告)を参照のこと。なお、開催頻度については、必要に応じて随時開催することとし、本市担当者と協議の上、決定すること。

- (2) 本仕様書に記載がない事項、仕様等について疑義が生じた場合は、双方協議して解決するものとする。
- (3) 受注者は、搬入、機器等の設置、設定、動作確認等の作業の際、他の事業者と関連する場合には、相互に協調し作業の便宜を図ること。
- (4) いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (5) 本市が求める場合は随時打合せを実施すること。